



八代地域市町村

合併協議会だより

発行者：八代地域市町村合併協議会会長 中島隆利
編集：八代地域市町村合併協議会事務局

平成16年5月1日 第18号

坂本村では昨年の9月に村議会の議決を経て「坂本村名誉村民条例」を制定しました。
この条例は、坂本村の産業、教育、スポーツ、文化、芸術の発展、福祉の充実などのほかに広く社会の進歩発展に偉大な貢献を成した方に対して、その功績を讃えることを目的として制定されたものです。
今回、坂本村出身タイ国の農業支援、青少年国際交流活動等に多大な貢献がありました谷口巳三郎さんが名誉村民第1号となりました。



▲坂本村名誉村民贈呈式・授賞の模様（H16.4.15）



▲坂本村青少年育成タイ国研修生と一っしょに（平成14年）

希望があれば
瞳は輝く
希望は
自ら作るもの
今、君の瞳は
輝いているか
(谷口巳三郎農場のスローガン)



▲谷口巳三郎さん

～坂本村名誉村民第1号～坂本村出身 谷口巳三郎さん～

プロフィール

大正12年11月1日、坂本村生まれ。熊本県立農業大学校教官を定年退職後、昭和58年、59歳の晩年身タイ国にわたり、以降21年間にわたり青少年教育の他、地域開発アドバイザーとして活躍されています。
平成2年からは、タイ国北部のパヤオ県サクロフ村に約20ヘクタールの「21世紀農場」を開き、農業技術指導のみならず、現地の職業高校生の受け入れ、エイズ患者・家族支援、虫咬症治療防止の植林など様々な活動に取り組んでおられます。このような活動は現地に於いても高く評価されており、平成10年にはタイ国の国立メジョー大学から名誉農学博士号を授与されました。
またタイから日本へ研修生を派遣したり、日本から多数の研修生や訪問団を受け入れるなど、アジアと日本の国際交流を担う人材育成に多大な貢献をされています。

男	95,110人（-48人）
女	74,840人（-48人）
合計	149,950人（-96人）
世帯数	49,344戸（+10戸）
中核世帯数	10,000世帯



▲市章選定小委員会の模様

会議の冒頭に委員交代及び副委員長が選出され、その後、これから議案を進める上での共通事項を得るため、市章に関する研修が行われました。
研修では、「市章」が新市のシンボルとして採用されていることや、先進地の市章選定方法等について事務局から説明がありました。その後、選定方法、作業スケジュール、審査事項について協議され、新市の長になることや広く募集した方がより良い作品が集まることなどから、「公

4月13日

第一回新市の市章選定小委員会開催 「公募」による選定を確認

1日	第17回協議会
5日	合併協議会事務局開庁
6日	合併協議会事務局開庁
7日	第18回協議会
8日	合併協議会事務局開庁
9日	第19回協議会
10日	合併協議会事務局開庁
11日	第20回協議会
12日	合併協議会事務局開庁
13日	第21回協議会
14日	合併協議会事務局開庁
15日	第22回協議会
16日	合併協議会事務局開庁
17日	第23回協議会
18日	合併協議会事務局開庁
19日	第24回協議会
20日	合併協議会事務局開庁
21日	第25回協議会
22日	合併協議会事務局開庁
23日	第26回協議会
24日	合併協議会事務局開庁
25日	第27回協議会
26日	合併協議会事務局開庁
27日	第28回協議会
28日	合併協議会事務局開庁
29日	第29回協議会
30日	合併協議会事務局開庁

委員長	米村 佳子（八代市）
副委員長	薄田 一誠（原村）
委員	高村 吉富（坂本村）
	若田 貞義（千丁町）
	上村 安子（磯町）
	田嶋 昭四郎（東岡村）

募方式をとることを確認されました。なお、「公募」の具体的な内容につきましては、事務局が「公募」などが出来次第、協議会だよりでお知らせします。

3月31日

「上天草市」開庁式 「宇城西部五町」 合併協定調印式視察



事務局では、平成十六年三月三十一日に誕生した「上天草市」（田大矢野町、松島町、御所町、鹿ヶ島町）の開庁式と、同日（三月三十一日）に行われた宇城西部五町（三好町、小畑町、能登川町、小川町、豊野町）の合併協定調印式の模様を視察しました。

●合併に関する問い合わせは

八代地域市町村合併協議会事務局
〒968-8522
熊本県八代市南町1-10-10（旧八代市役所内）
TEL 0965-20-3110（代） 0965-20-3200（直）
FAX 0965-20-8200
Eメール yk@yakuho.jp yk@yakuho.kanagawa.jp
URL http://www.8day.jp

第17-18回 合併協議会

第17回 ●平成16年4月22日（水）
平成16年5月11日（水）
熊本県八代総合庁舎
5階大会議室
時間 午後1時30分
※傍聴の方は、開始時刻前まで受付をお断りします。
なお、傍聴料は20程度で元金戻りとなります。

エフエムやつしろ
FM79.5MHz
協議会だより 放送中
毎週火曜日 午前9時30分より
毎週日曜日 午後0時50分頃

合併協定項目の協議状況

平成16年4月13日現在

合併協定項目	規約変更前協議会		規約変更後協議会	
	提案	確認	提案	確認
基本的事項				
1 合併の方式	第2回	第3回	第15回	第16回
2 合併の期日	第2回	第4回	第15回	第16回
3 新市の名称	第9回	第12回	第15回	第16回
4 新市の事務所の位置	第8回	第8回	第15回	第16回
5 財産及び債務の取扱い	第8回(一部)			
6 新市建設計画について	第2回(一部)	第2回(一部)	第16回(一部)	第16回(一部)
7 議会議員の定数及び任期の取扱い	第5回	第12回	第16回	
8 農業委員の定数及び任期の取扱い				
9 一般職の職員身分の取扱い				
10 地方税の取扱い				
11 地域審議会の設置について	第4回(一部)	第5回(一部)		
12 特別職等の身分の取扱い	第11回	第12回	第15回	第16回
13 行政区・行政連絡機構の取扱い				
14 町・字の区域及び名称の取扱い	第6回	第6回		
15 広報広聴関係事業の取扱い	第9回	第10回		
16 情報公開及び個人情報保護の取扱い	第11回	第12回	第15回	第16回
17 電算システムの取扱い	第5回	第5回	第15回	第16回
18 条例・規則等の取扱い	第5回	第5回	第15回	第16回
19 事務機構及び組織の取扱い				
20 一部事務組合等の取扱い				
21 公共的団体等の取扱い				
22 使用料、手数料等の取扱い				
23 各種団体への補助金、交付金等の取扱い				
24 新市の慣行の取扱い	第7回	第7回	第15回	第16回
25 消防団の取扱い	第6回	第6回		
26 消防防災関係の取扱い				
27 国民健康保険事業の取扱い				
28 各種福祉制度の取扱い				
29 介護保険事業の取扱い	第12回	第13回	第15回	第16回
30 社会福祉協議会の取扱い	第7回	第7回	第15回	第16回
31 人権啓発に関する取扱い				
32 上水道(簡易水道)事業の取扱い				
33 下水道事業の取扱い				
34 市町村立学校の通学区域の取扱い	第8回	第10回		
35 学校教育関係の取扱い	第13回			
36 社会教育関係の取扱い				
37 納税関係の取扱い				
38 友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い	第9回	第10回	第15回	第16回
39 環境保全対策事業の取扱い				
40 保健衛生の取扱い				
41 ごみ収集運搬業務の取扱い				
42 病院・診療所運営の取扱い				
43 農林水産業関係事業の取扱い	第11回(一部)	第13回(一部)	第15回(一部)	第16回(一部)
44 商工・観光関係事業の取扱い				
45 建設関係事業の取扱い				
46 若者定住促進対策の取扱い	第13回		第15回	第16回
47 第三セクター等の取扱い	第12回	第13回	第15回	第16回
48 その他の事業の取扱い				
合併特例法に定める事項				
その他の事項				

合併協議会における提案項目及び内容一覧表

提案番号	合併協定項目	提案	確認	調整確認内容
18-2	新市の慣行の取扱い	第15回	第16回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新市の市章については、合併時に定める。 2. 新市の花・木・鳥については、新市において定める。 3. 新市の歌については、新市において定める。ただし、現在の市歌及び市町村音頭等については、愛唱歌として伝承していくものとする。 4. 新市の市民憲章については、新市において調整する。 5. 新市の名誉市民制度については、新市において定める。ただし、現在の名誉市町村民は、新市に引き継ぐものとする。 6. 新市の各種宣言については、新市において宣言する。 7. 新市のキャラクター及びシンボルマークについては、新市において調整する。ただし、現在のものについては、当分の間、継承していくものとする。
28-2	介護保険事業の取扱い	第15回	第16回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1号被保険者の保険料については、5段階方式で設定し、平成17年度までは不均一賦課を採用し、平成18年度から統一する。 2. 第1号被保険者の普通徴収の納期は、合併月から毎月納期とする。
19-2	社会福祉協議会の取扱い	第15回	第16回	<p>社会福祉協議会の取扱いについては、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けて調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉協議会に対する補助については、新市においても引き続き補助を行うが、補助事業の内容、補助額等については合併までに調整する。 (2) 社会福祉協議会に委託する事業については、新市においても引き続き事業を委託するが、委託する事業の内容、委託料等については合併までに調整する。 (3) 社会福祉協議会に管理運営を委託する施設については、合併までに調整する。
23-2	友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い	第15回	第16回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 友好姉妹都市事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、相手の意思を確認し、調整していく。 2. 広西壮族自治区北海市との国際交流事業については継続し合併後改めて調印を行う。海外研修事業及び国際化事業については、新市において調整する。
24-2	農林水産業関係事業の取扱い(地籍調査)	第15回	第16回	<p>地籍調査事業のみ提案 地籍調査事業については、現行の事業計画のまま、新市においても引き続き実施する。</p>
29-2	第三セクター等の取扱い	第15回	第16回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぐ。 2. 土地開発公社については、次の手順により合併までに統合する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 鏡町土地開発公社については所有する土地を八代市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。 (2) 八代市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させる。